

スタートアップ・オフィス等入居者募集のご案内

和歌山県では、創業を目指す、又は創業して間もないチャレンジ精神あふれる起業家を対象としたスタートアップ・オフィスへの入居者を下記要領で募集します。和歌山県内で創業をお考えの方、オフィスのインターネット環境を活用して事業化に取り組もうとする方等、奮ってご応募ください。

【オフィスの特徴とメリット】

- ・低廉なオフィス使用料
- ・インターネット回線接続無料
- ・インキュベーション・マネージャーの経営支援
- ・メールニュース等を通じた創業、経営に関する有効な情報の享受
- ・先輩起業家との交流

1. 募集中のオフィス

和歌山リサーチラボ(海南市南赤坂 11 番地) スタートアップ・オフィス 約 40 m²

ホームページアドレス: <http://www.wrl.co.jp>

2. 募集期間 随時募集中

3. 入居資格

- ① 和歌山県内で新たに創業しようとする方
- ② 創業して3年未満の事業者
- ③ 新分野への進出や新分野での研究開発に取り組む事業者
 - * 事業者とは、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者です。
 - * 県外の方も申込みできますが、入居決定後は、当該施設所在地での開業届け等を提出するとともに、原則として入居申込者本人が常駐すること。

4. オフィス使用料等

- ① オフィスは、24 時間、365 日使用が可能です。
- ② 使用料は 1 m²当たり、1,000 円／月。いずれも共益費込み。
- ③ インターネット回線の使用・接続料は無料です。
- ④ 各オフィスで使用する電気代、電話代は入居者負担です。

5. 応募方法

- ① 申込時には事前ヒアリングを実施しますので、連絡を取れるよう自宅及び携帯電話の番号を忘れずに明記してください。
- ② 申込書は、各申込書提出先、県企業振興課において用意していますが、各ホームページよりダウンロードできます。

6. 審査

- ① 入居の決定に当たり、審査委員会においてプレゼンテーション審査を受けていただく必要があります。
つきましては、ビジネスプランには事業内容等を具体的、かつ詳細に記入して下さい。
- ② 審査結果については通知致します。なお、審査結果に関するお問い合わせにはお答えできませんので、ご了承願います。

7. 入居期間

- ① 入居期間は1年以内(年度途中で入居の場合も3月31日まで)です
なお、更新は2回(最長3年)まで可能としております。
ただし、更新のための審査があります。
- ②更新には、インキュベーション・マネージャー(以下、IM)との定期面談、更新時の事業実績報告書及び決算書(法人)又は確定申告書(個人)の提出等が必要となります。なお、更新時に成果等の発表をしていただく場合もあります。

8. サポート体制

IM(わかやま産業振興財団に常駐)による創業、資金調達、販路開拓等の事業展開の段階に応じた相談、指導。

9. 問合せ先・申込書提出先

株式会社和歌山リサーチラボ 総務企画部

〒642-0017 海南市南赤坂 11 TEL:073-484-2000 FAX:073-483-6006

10. その他

申し込みにかかるビジネスプランの検討等、事前相談も随時受け付けています。

参 考

「中小企業基本法第2条」（中小企業の定義）

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人